

株式会社 釜屋

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

応募者に占める女性の割合を40%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ・令和7年4月～ 女性の応募を増やすため、総合職における採用基準、応募要領の見直しを図る。併せて、就活サイト掲載情報内容の見直しを実施する。
- ・令和7年10月～ 女性の活躍を紹介すべく、自社ホームページ内容の見直しを実施する。
- ・令和8年4月～ 大学と連携した女子学生に対する働きかけを実施すると共に、女子学生向けのインターンシップ（1day仕事体験）の受入を検討、実施する。
- ・令和9年4月～ 取組内容を検証し、不足があれば更に施策を検討し実施する。

目標2（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

まだ受入ができない5事業所について、地域の小学生を対象とした工場見学の受入を行う

<実施時期・取組内容>

- ・令和7年4月～ 工場見学における各事業所の受入体制の検討、体制整備を図る。
- ・令和7年10月～ 各事業所が所在する行政機関、教育委員会などへの要望ヒアリングを行い、受入に向けた調整を行う。
- ・令和8年4月～ 小学生の工場見学受入を開始する。
- ・令和9年4月～ 取組内容を検証し、不足があれば更に施策を検討し実施する。